## 議案第89号

幕別町税条例の一部を改正する条例

幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。 附則第10条の2中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条第1項の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の幕別町税条例(次条において「新条例」という。) の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税 について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例に よる。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。